

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 入国時感染症ゲノムサーベイランスでの抗原定性検査キットによる検査について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本事務連絡は、本年4月1日より、海外から流入が懸念される病原体等の調査を行う入国時感染症ゲノムサーベイランスとして、5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの簡易検査を希望する者に対し、抗原定性検査キットによる検査を実施する旨、連絡するものです（概要は下記のとおりです）。

これに伴い、同検査を受けた者が、近くの医療機関を受診する可能性があるとのことです。貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

### 記

同検査を受けた者には、その場で別紙「入国時感染症ゲノムサーベイランスにおける抗原定性検査キットの検査結果について」が渡され、検疫官から以下の説明がなされること。

○抗原定性検査キットによる検査は、診断目的ではないが、

➤ 結果が陽性であった方は、一定期間外出を控えることが推奨されるほか、重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や症状が重い方などのうち受診を希望される方は、事前に近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、近くの医療機関を受診していただきたいこと。

➤ 結果が陰性であった方でも、必要な場面でのマスク着用やこまめな手洗い等の基本的な感染予防対策を継続していただきたいこと。併せて、発熱等の症状が続き、受診を希望される方は、事前に近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、近くの医療機関を受診していただきたいこと。

○別紙は、新型コロナウイルス又はインフルエンザウイルスに感染していることの結果証明書として発行しているものではないこと。

○医療機関を受診する場合は、発症からの経過時間によって判定結果が変わりうることから、別紙を医療機関に提示するだけでなく、医師に対し自身で発症からの経緯を説明する必要があること。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要  
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)